

茂原市指定道路図等を 作成しました

市では、「指定道路図」として市内各地の建築基準法に規定される道路に関する現地調査を行い、その内容を取りまとめたものを作成しました。

建物を建てる上で重要な要素となる敷地前面の道路種別について、その図上で判断が可能です。こちらの図は、市のホームページでも閲覧できます。また、図の写しの交付を希望される方は、市建築課窓口にて申請を行ってください。

市建築課では、次に記した書類について4月1日から交付ができるようになります。手数料は1件300円です。ぜひご利用ください。

建築計画概要書の写し（昭和58年以降）、処分等概要書の写し、指定道路図の写し、指定道路調査書の写し、道路位置指定図の写し、建築台帳記載事項証明書

お問い合わせは、
市建築課（8階）

☎(20)15588、FAX(20)16006へ。

ゴミと資源はルールを守って、正しく出しましょう。

平成25年度の「ゴミと資源の分け方・出し方」を配布しています。自治会に加入していない方などには、市環境保全課・市生活課・市本納支所で配布しています。また、市ホームページでも、閲覧ができます。



お問い合わせは、
市環境保全課（6階）
☎(20)1504、F(20)1604へ。

人生のパートナーを 探しませんか？

市では結婚をお考えの方のために、登録制の結婚相談を行っています。内容はプロフィールカードを閲覧して、指名していただくものです。

婚活中のあなた、ぜひ登録ください。

◆申込資格 男女共20歳以上の未婚の方。男性は市内在住または在勤の方。女性は特に問わず。

お申し込み、お問い合わせは
市生活課（2階）

☎(20)15005、FAX(20)16000へ。

発達が気になる 就学前の お子さんを 支援しています



市では、保健センターが実施している幼児健診等を通じて、発達が気になるお子さんの早期発見と親子の触れ合いを通じた発達支援事業を行っています。

保護者の思いを聞きながら、お子さんのそれぞれの状況に応じた発達に関する相談や情報提供等を、4月から子育て家庭相談室が窓口となり、保健センターをはじめとする関係機関と連携しながら、切れ目のないサポート体制を構築していきます。

お問い合わせは

子育て家庭相談室（2階）
☎(23)5500、FAX(20)1610へ。

固定資産の縦覧は 4月30日◎まで

この縦覧制度は、納税者が他の資産と比較し、自らの資産の評価額について検討できるようにするためのものです。

◆縦覧期間 4月1日◎～4月30日◎までの8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

ります。平成25年8月1日以降に着手する一定規模以上の行為については、本年7月1日から、事前協議や行為の届出の提出が必要となります。くわしくは、左記担当課までお問い合わせください。

◆縦覧に供するもの 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿

なお、景観条例および景観計画は、左記場所にて閲覧できます。

◆必要なもの 納税者本人を確認できるもの（代理人・納税管理人の方は委任状と本人を確認できるもの）

◆閲覧場所 市都市計画課、同課ホームページ、市本納支所、市役所1階情報公開コーナー

※納税者本人分の固定資産課税台帳（名寄帳）は、上記期間中は無料で閲覧できます。

お問い合わせは、
市都市計画課（8階）
☎(20)1546、FAX(20)16006へ。

お問い合わせは、
市資産税課（2階）
☎(20)1579、FAX(20)1609へ。

景観条例および景観計画 についてお知らせします

本年4月1日から、茂原市景観条例の施行および茂原市景観計画が適用となります。

・美術館郷土資料館へ
▽加藤明彦 渡辺侃絵画1点
▽矢部宏 矢部華径絵画9点

市では、この景観条例、景観計画及び景観法が相互に機能するよう景観まちづくりを推進してまいります。

▽大矢正 東北こけし等
264点
▽田中正俊 牧野三生郎絵画
1点

また、建築物の新築等、工作物の新設等、開発行為に関して、各地域において配慮していただく事項を定めてお

